

平成30年皆野町農業委員会第9回定例総会議事録

1. 開催期日 平成30年9月25日(火)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：12人・欠席者：2人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	欠席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	欠席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	欠席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

3件

議案第2号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

1件

8. 事務局 宮原宏一、井上裕太

9. 会議の概要

四方田会長
あいさつ

みなさんこんにちは。大分秋らしくなってきた今日この頃でございます。昨晩は仲春の名月でしたが、曇りの天気の中ではありませんでしたが金沢地区では思いがけず見ることが出来ました。秋の長雨の中ですが季節が進んでいるようです。台風24号が来ないことを祈りますが、予報どおりになってしまうのかなとも思います。

収穫の秋ということで、今年は栗が豊作だそうです。柿も本来であれば豊作になるかと思いましたが、木が折れてしまったりとその通りにはいかないものです。

今年はジャンボかぼちゃも100kgくらいの大きいものが出てくれればと思います。皆様いかがでしょうか。新聞では200kgをこえるものがでておりました。来月はまたふれあいまつりでお世話になります。

本日は時間も限られておりますが、慎重にご審議いただきまして、議事がスムーズに進行いたしますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思いません。

議長を四方田会長にお願いいたします。

四方田会長

ただ今の出席委員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年皆野町農業委員会第9回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、1番、浅見寿太郎委員、6番、高橋健一委員、三沢区域担当、扇原久栄委員3名でございます。

次に議事録署名人に、

7番、若林治委員

9番、齊藤三恵子委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

7番、若林治委員

9番、齊藤三恵子委員にお願いいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について3件を議

題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に
対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

19日に門平委員、事務局と3人現地を見てまいりましたので説明
いたします。案内図をご覧ください。〇〇の〇〇〇を〇〇〇に進み〇〇
〇に向けて進み、大きなカーブ100m先をそれた先100mになり
ます。現況写真をご覧ください。ご覧のように長年同じような状態にあ
るため、現状のまま使用していただくしかないと思います。よろしく
ご審議の程お願いいたします。

四方田会長

農業委員として、地区担当の14番、門平喜良委員も農地の状況確
認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

14番
門平委員

田島推進委員のおっしゃるとおりでございます。

周辺農地への影響も問題ないと思います。よろしくお願いいたしま
す。

四方田会長

これより本件に対する質疑を行います。

10番
山口委員
四方田会長

はい。

はい、山口委員

10番
山口委員

一つ質問がございます。譲受人と譲渡人についての関係を教えて下
さい。

事務局

お答えします。本件は、〇〇〇〇氏が個人で所有している土地を自
分の法人に貸す申請です。個人と法人で別人格となります。

10番
山口委員
四方田会長

わかりました。

他に質疑がございますか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。
番号2について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田会長

農業委員として、地区担当の2番、葦原義人委員に農地の状況について説明を求めます。

2番
葦原委員

現地について説明させていただきますと、〇〇〇から県道を〇〇〇方面に進んで100m程度先の細い道に入り100m進むと申請地がございます。わかりやすく説明すると、〇〇〇の西側になります。状況ですが、公図をご覧ください。住宅が二つありますが、〇〇〇〇氏の本家、分家になると思います。以前は、現状の道路がなく譲渡人のお宅に行くには庭先の道を通っていたのを、今回の申請地の様にしたのだと思います。申請地は沢に接しており、畑としては利用し難い場所になります。現状のまま使用していくのが良いと思います。皆様の慎重審議よろしく願いいたします。

四方田会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員	(委員の挙手)
四方田会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。</p> <p>番号2について審議します。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
四方田会長	農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。
皆野区域担当 田島委員	<p>はい、19日に齊藤委員と事務局の3人と現地を見てまいりました。〇〇〇から〇〇〇側に70m進み、左の狭い道を50m、その先の道を15m進んで曲がり、50m入った土地が申請地です。先月の転用申請のあった土地から15m位の場所です。ほとんどが住宅地となっており、家庭菜園程度の畑があった程度でした。</p> <p>以上のおお問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
四方田会長	農業委員として、地区担当の9番、齊藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
9番 齊藤委員	問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
四方田会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
四方田会長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
四方田会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに</p>

決定いたしました。

続きまして、議案第2号。農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について1件を議題といたします。

番号1について審議します。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田会長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。

議案書と判断資料として配布された資料No.1を参考に、農地利用最適化推進委員、金沢区域担当、田中輝雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

金沢区域担当
田中委員

18日の午後に四方田会長と事務局の3人で現地を確認してまいりました。

場所は、〇〇〇を〇〇方面に行った信号を3つ過ぎた〇〇地域があり、その中の〇〇〇から山に行った、〇〇峠の方に進んだ先になります。

参考資料を見ていただくとわかるかと思いますが木々に囲まれており、日照との影響もないと思います。

四方田会長

現地については私も行きまして、長期的に見ても農地として利用するのは不可能だと思います。詳しい内容は田中委員の申したとおりでして、非農地という判断も仕方ないと思います。よろしく願いたします。

ただいま説明いただきました土地について、採決を致します。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について、「非農地」と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田会長

ご異議ないものと認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定致しました。

なお、議案第2号の1件については、非農地と判断した申出者に「非農地通知書」を、関係機関に一覧表を送付することになります。

以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。